



高浜市の未来を描く市民会議 ニュースレター 2010. 9. 3(金) VOL.9



事務局: 高浜市地域協働部地域政策グループ 高浜市青木町四丁目1番地2 TEL0566-52-1111(内線 352)

「自治基本条例をもっと知ろう!」分科会より発表をしました!!

7月29日(木) 高浜市役所にて9回目の市民会議を開催しました。参加者は、85人でした。

この日のテーマは「自治基本条例をもっと知ろう!」

はじめに中川幾郎先生(総合計画審議会会長)より自治基本条例の3つの役割・意義について、説明をいただきました。



その後自治基本条例分科会のメンバーより、パワーポイントを使って自治基本条例素案に込めた想いを説明していただきました。当日まで何度も資料を読み込み、市民会議の前にリハーサルをして準備されてきたとのこと。本番では絶妙の間と、ちょっぴりアドリブも入って、時々笑いも起こるような発表でした。聴衆のみなさんからも「硬いイメージの条例について、分かり易く、聞き易かった」との感想が聞こえてきました。

この大好評の発表を受け、メンバーのみなさんは『自治基本条例を広め隊』として条例を少しでも知ってもらおうと、地域で開催されている「車座談議」で活躍しています。



真剣なりハーサル



発表スタート!



会場の様子

◆中川先生よりコメント

●自治基本条例の3つの役割・意義

- ①高浜市のみんなが守る最高のルール。
- ②日本国憲法や地方自治法には書かれていない、市独自の自治の制度を判りやすくカタログのように整理・体系化したもの。
- ③誰が読んでも分かる、市民・行政の手引き・入門。

●第4条の「まちづくりの基本原則」にもあるように参画・協働・情報共有が大切。

【参画】議会を含む全ての部局が、参画機会を設けたり、協働で取り組む努力をしなければならない。

また、職員の意識啓発も必要。

今回のような市民会議形式による総合計画の策定も参画・協働の1つである。また、市の広報や議会だよりに、市民レポーター制度や市民の編集ページを設けて、企画編集会議を行うということも参画のひとつ。

【協働】市民と行政は対等なパートナー。市民が上から目線で職員を見るのは間違い。公務員は、全体奉仕者であって、特殊・個別の利益に奉仕する必要は無い。

【共有】「情報共有」は、公開だけではない。公開は、「見せてくれ」という要求に対して応答することであり、共有は、当事者に集中的に密度の濃い、豊富な情報を渡すということ。つまり、市民と行政が同じレベルの情報を持つということ。これは、行政側にとって負担にもなるし、市民も情報をそしゃくする知識・能力が必要になってくる。



《ワークシートに書いていただいた内容の一部をご紹介します》



★「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」高浜市をつつていくために、みなさんが「できること」「やってみよう」と思うことは何ですか？

- ご近所さんと顔見知り、仲良しになる。
- 市民総意の「やりたい」を応援する。
- 地域の人が地域を支える姿を地域の子供たちに見せるため、自らも出来る限り地域の活動に参加したい。
- さまざまな現場で実際に問題となっている事に対しアクションを起こしていく。
- これまでにいろいろな面で市民の方に助けていただいた経験がある。これからも市民の皆さんとの信頼関係を築いていきたい。
- 自分だけでなく人に伝え、一緒に考え共に行動する人を増やすことをしていきたい。
- 所属するまちづくり協議会での活動だけでなく他のまち協の人との連携ができればいいなあって思っている。
- 高浜について理解し、周囲にも分かりやすい言葉で伝えていき市民みんなで高浜について分かち合い、考え、取り組めることがないか考えていくことで生活しやすい環境を整えていきたい。



★ 条例を広めていく、活かしていくためには、どんなことをしていってほしいでしょうか？

- 条例の寸劇も面白いと思います。
- 制定記念イベントを開催しよう！
- いろいろな団体に説明と意見交換をするといいい。
- 公共の場所に通年して掲示する。
- 市民からの条例について川柳等集める！
- コントを作るのも面白いかも！
- 小学校や中学校で教材として使ってもらうためには子どもたちにも理解しやすいような教材づくりを学校の先生方にもお手伝いいただいて取り組めたらと思います。
- 各家庭に配られる「広報」を使って市民に広めていこう。
- 自治基本条例をネタにお笑い芸人や落語家に小咄風に講演会をしてもらおう。
- 「こんな風に活かしている」という例をマンガ風に、市民が見るチラシの1コマに載せてみたら？
- 第1条～第24条までマンガで表したら？
- 一方的に説明するのみでは実感がわかないので、何かの活動の都度、これが自治基本条例のどこに当たるか噛み砕いて説明することが必要だと思う。
- やさしい条例ではあるが無関心の人はやはり見ない、読まない。何回も車座談議のようなものが必要と思う。



みんなでき
ることから
一つずつ取組んで
いきたいね！

【編集後記】

自治基本条例分科会メンバーが車座談議に出向いて、「自治基本条例を広め隊」として活躍中です。普段耳慣れない「自治」「条例」という言葉や、これからの高浜市らしいまちづくりについて、分かりやすく発表されるところも素晴らしいのですが、それ以上に和気あいあいとした雰囲気や味のあるアドリブに引き込まれてしまいます。みなさんが情熱をもって自治基本条例づくりに取り組んでこられたんだなあ、と胸が熱くなります。そして『自治基本条例を広め隊』の発表を聞いた人もこれからは「広め隊」の一員といわれるほど、発表を聞いたなら誰かに言いたくなる効果があるようで。（嬉しい!!）

車座談議に参加された方から「知り合いに説明したいので資料をください」と個別に言われることも、質問を頂くことも、事務局としては涙が出るほどありがたいです。素案発表会の日におも通り、準備に追われるなかで、そういった出来事にパワーを頂いています。（K.K.）

これまでに開催した審議会・市民会議の資料・記録等を市公式HPに掲載しています。

<http://www.city.takahama.lg.jp/grpbetu/seisaku/index.html>

→「高浜市総合計画審議会」「高浜市の未来を描く市民会議」の項目をご覧ください。

